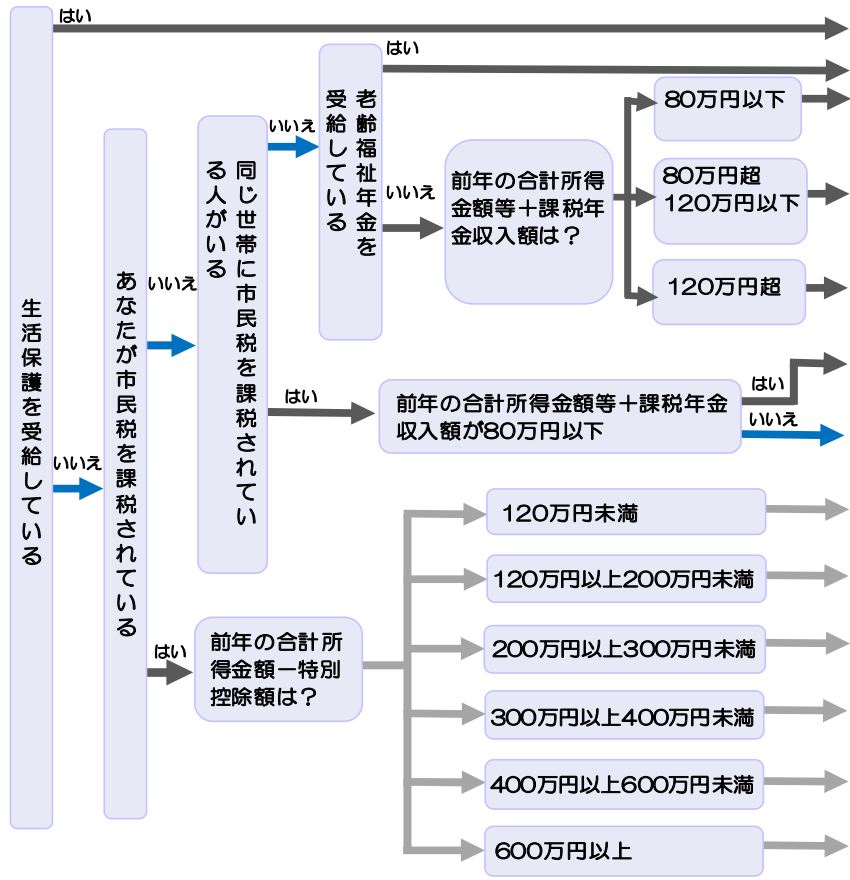


令和2年度65歳以上の人の保険料です。矢印に沿って、「はい」「いいえ」で進んでください。



所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ●本人及び世帯全員が市民税非課税 (前年の課税年金収入金額+合計所得金額等が80万円以下の方)	基準額 ×0.50 ↓ ×0.30	36,000円 ↓ 21,600円
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税 (前年の課税年金収入金額+合計所得金額等が80万円を超え120万円以下の方)	基準額 ×0.70 ↓ ×0.45	50,400円 ↓ 32,400円
第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税 (前年の課税年金収入金額+合計所得金額等が120万円を超える方)	基準額 ×0.75 ↓ ×0.70	54,000円 ↓ 50,400円
第4段階	●本人は市民税非課税で世帯員の中に市民税課税者あり (前年の課税年金収入金額+合計所得金額等が80万円以下の方)	基準額 ×0.90	64,800円
第5段階 《基準額》	●本人は市民税非課税で世帯員の中に市民税課税者あり (前年の課税年金収入金額+合計所得金額等が80万円を超える方)	基準額	72,000円
第6段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額-特別控除額が120万円未満の方)	基準額 ×1.20	86,400円
第7段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額-特別控除額が120万円以上200万円未満の方)	基準額 ×1.30	93,600円
第8段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額-特別控除額が200万円以上300万円未満の方)	基準額 ×1.50	108,000円
第9段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額-特別控除額が300万円以上400万円未満の方)	基準額 ×1.70	122,400円
第10段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額-特別控除額が400万円以上600万円未満の方)	基準額 ×1.85	133,200円
第11段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額-特別控除額が600万円以上の方)	基準額 ×2.00	144,000円

- 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- 合計所得金額等とは、合計所得金額から特別控除額と年金収入に係る所得額を控除した金額のことで、
- 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- 特別控除額とは、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のことで、